

景観形成について ～世界文化遺産登録候補地として～



村民が一体となって地域の良好な景観を守り、育て、新たにつくりだすことは、村民の地域への愛着や誇りを育むことにつながります。また、地域の魅力を高めることにもつながり、産業、観光、その他の地域振興へ波及することが期待できます。

阿蘇地域はカルデラ特有の地形のため、中央火口丘群や外輪山の山腹から地域全体を見渡すことができますが、これは、全ての場所において景観に配慮する必要がありますが、火山や草原とその周辺のみを保全、形成していても十分ではないことを意味しています。

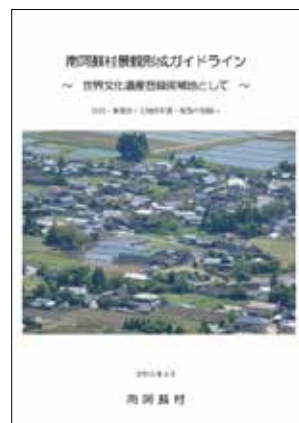
阿蘇五岳や外輪山を除く南阿蘇村の土地の大部分が民有地であるため、景観形成は、住民や土地の所有者などに委ねられています。都市住民から見れば、村内



には地域住民の皆さんが気付かない魅力的な景観資源はたくさんありますが、永く南阿蘇村に住み、周りの景観に見慣れてしまうと、良さや希少性に気付かず、いつの間にか失われてしまうことがあります。

景観づくりの第1歩は、住民の皆さんが地域や村の景観の素晴らしさを改めて認識していただくことから始まります。魅力に気付いて初めて、好ましくないものにも気付きます。世界文化遺産登録候補地として、小さな1つ1つの景観要素に気を配ること、景観要素のデザインを揃えること、修景を図ることなどの取組が求められます。

村では、住宅の新築やリフォームのとき、地上設置型の太陽光パネルを設置するとき、集落の皆さんで地域の道路や水路の管理をされるときに景観形成の参考としていただくため、「南阿蘇村景観形成ガイドライン」を策定しました。ガイドラインは、村ホームページで公開しています。また、役場水・環境課窓口でもお渡ししています。



建築物、工作物、地上設置型太陽光発電設備等の設置、開発行為には届出が必要です

住宅などの建築物、地上設置型太陽光発電施設、柵、塀、擁壁などの工作物について、一定の規模を超えるものを設置する場合には、事前に届出が必要になります。審査に最大で30日を要しますので、お早めの届出をお願いします。



届出が必要となる建築物などの規模

建築物	延べ床面積10㎡を超えるもの ※国道57号線沿いは、規模にかかわらず建物の種類によって届出が必要になる場合があります。
柵、塀、擁壁など	高さ1.5mを超えるもの
地上設置型太陽光発電設備	地面からの高さ1.5mを超えるもの、または面積100㎡を超えるもの
土地の区画形質の変更	変更に係る土地面積500㎡を超え、かつ高さが1.5mを超える法面、または擁壁を生ずる切土、または盛土を伴うもの

これらの他に、さまざまな屋外工作物、土石・廃棄物などの屋外の堆積、鉱物の掘採または土石の採取も規模に応じて届出が必要になる場合があります。

※屋外に設置する看板などの広告物について、自己の店舗などが無い場所に設置する広告物や店舗などの敷地内に設置する一定規模以上の広告物については、県の許可申請が必要です。

〈問い合わせ〉水・環境課 TEL0967 (67) 3176